

「大学講義技術者の倫理—入門」

杉本泰治・高城重厚 著

本書は、米国で発達した技術者倫理の考え方に基礎をおきながら、我が国の社会的条件を加味して、技術者倫理の基本的考え方を平易に解説したものである。

文章構成は、10章からなり、第1章では、モラルへの扉として、モラルから倫理が生まれ、常識から法が発生し、法は他律、倫理は自立と位置づけ、相互に補完関係があると明示している。

「科学技術」という語で説明しているが、「科学と技術」として説明したものである。しかし、「科学」と「技術」を区別した倫理観ではない。したがって、科学者の倫理、技術者の倫理という構成ではない。科学技術を直接支えるのは、技術者を中心とする科学者及び技能者との連携であるという構成である。技術者を倫理のコアとして、技術者の倫理教育には、情緒的な側面と理性的な側面があるという基本理念から記述されたものである。

従来から技術批判の視点として、人為的な文明に対する自然の優位という思想がある。

地球の温暖化、危険な化学物質の累積、生物種の絶滅、資源の枯渇等が、生命への危険度の増加を根拠とする技術批判が、1970年以降に増してきたことがその証左である。

第2章では、「公衆の安全、健康、及び福利」を図る義務は、技術者倫理の中核をなしていると明示している。また、第3章の「技術者のアイデンティティ」では、JCO東海事業所の事故を例示し、職務とは何かから、注意義務、技術者と技能員の関係にまで及ぶ内容は、具体的な教材として理解し易いものである。

第4章の「専門職としての技術者の形成」では、技術者に対する評価、大学等における技術者教育、技術者教育プログラムの内容から、技術者の教育と資格のつながりにまで言及されている。

第5・6章では、説明責任、法的責任とモラル責任を柱に、チャレンジャー号事件の人間関係から、説明責任と信頼関係に言及し、責任を問われる者と責任を追求する者では、科学技術に対して公衆は、ほとんど無知であり、専門的な情報の場合には、両者に信頼関係がなくてはならないと主張している。そして説明責任とは、信頼関係を確認しながらの情報開示と位置づけている。

第8・9章では、技術者教育と倫理のつながりから、APECエンジニアの技術者教育プログラム、米国における技術者倫理教育、日本機械学会の倫理規程が紹介されており、現在の技術者協会の倫理規程の内容まで踏み込んだ内容となっている。

技術者の多くは、雇用者である企業等の被用者である。技術者は、被用者としての忠実義務があるが、日本では、一技術者の責任が問われることは、これまで皆無に等しい。

例えば医師は、医療上の過ちをして人に危害を加えれば、医師自身が非難されるが、製品に欠陥があり消費者に危害を及ぼすことがあっても、よほどのことがない限り、その製品の設計や製造に携わった技術者が、名指しで、批判される習慣はない。社会的に責任が問われないということは、「一人前の人」として認められていないためという主張には共鳴するものがある。技術者は「公衆の安全・健康、及び福利を最優先する」という思想を実践的な技術者を目指す、工業高校の生徒にも教授してもよい内容の本である。

(丸善株式会社, 240頁, 1,700円) (木村 弘)